

東広島市農業委員会令和7年2月（第2回）総会議事録

- 1 開催日時 令和7年2月28日（金） 午前10時02分から午前11時13分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 22人

本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	長 原 毅	2	久 保 伸 司	3	岡土居 正弘
4	脇 坂 俊 之	5	台 川 洋 子	6	中 務 秀 子
7	古 川 みどり	8	杉 本 源 藏	10	荒 谷 義 憲
11	村 上 義 則	13	財 満 俊 子	14	仲 伏 英 雄
15	高 尾 昭 臣	16	大 月 靖 規	17	土 井 浩 文
18	在 間 輝 昭	19	古 本 啓 之	20	橘 川 一 則
21	小倉 亜紗美	22	高 木 昭 夫	23	高 橋 久 雄
24	住 井 正 美				

- 4 欠席委員 2名

番号	氏 名	番号	氏 名
9	柏 尾 博 明	12	木 原 省 五

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 24番 住 井 正 美 委員 1番 長 原 毅 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画原案に係る意見聴取について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定
による農用地利用集積計画の決定について

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定

- による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について
 議案第 7 号 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）に対する意見決定について
 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
 議案第 9 号 国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明（農地法第 3 条関係）に対する処分決定について
 議案第 10 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

(5) 報告

- 報告第 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
 報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
 報告第 8 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
 報告第 9 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
 報告第 10 号 農地改良届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

（農業委員会事務局職員）

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐兼農地保全係長	定 井 芳 紀
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	立 山 清 信
福富支所地域振興課産業建設係主査	平 賀 礼 仁
豊栄支所地域振興課産業建設係主任主事	岡 本 美由紀
河内支所産業建設課産業振興係主査	枝 廣 めぐり
安芸津支所産業建設課専門員	大 下 宏 治

（農業委員会事務局以外の職員）

産業部農林水産課	
課長補佐兼担い手支援係長	湯 浅 至 恭
担い手支援係主査	崎 里 恵
担い手支援係主査	原 秀 和
担い手支援係主査	栞 原 大 輔

議 長	それでは、これより令和 7 年 2 月総会を開会いたします。 これからは着席の上、議事進行をいたします。 在任委員数 24 人中 22 人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。 次に、日程第 1 の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第 34 条第 2 項の規定により、24 番住井委員、1 番長原委員を指名いたします。 次に、日程第 2 の会期の決定についてをお諮りいたします。
-----	---

議	長	会期は、令和7年2月28日1日限りとしてよろしいでしょうか。
		< 異議なし >
議	長	それでは、会期は令和7年2月28日1日限りといたします。 これより日程第3の議案審議に入ります。 次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画原案に係る意見聴取について」を上程いたします。 本案は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。
崎 里 主 査		それでは、議案第4号「農用地利用集積等促進計画原案に係る意見聴取について」ご説明いたします。 今回提出の議案は、所有者不明農地の公示制度を活用した農地の貸し借りでございます。議案内容の説明の前に、簡単に制度の説明をさせていただきます。 この制度は、農地の所有者が不明な場合や共有地で過半の持分を有する者の所在が不明な場合に、農業委員会が所有者を探索し、その結果、判明しなかった場合、農業委員会がその旨を公示して、最終的に県知事の裁定を経て農地中間管理機構に利用権を設定する制度でございます。 本案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。なお、本案件は承認ではなく、ご意見をお聞きするものであり、いただいたご意見につきましては農地中間管理機構へ回答し、広島県知事へ認可申請する添付資料となります。 資料の2ページをご覧ください。 本計画案の内容といたしましては、農用地利用集積等促進計画のとおりでございます。この計画案により貸し付ける農地は、農業委員会が農地法第33条第1項、同法第32条第3項の規定により、いわゆる所有者不明農地として令和6年7月24日に公示しました。この公示の日から起算して2か月以内に所有者等から申出がなかったことから、その旨を農地中間管理機構へ通知しております。その後、法令の定めに従って手続を進め、令和6年12月5日付で広島県知事が裁定した旨の通知がされました。この計画は、裁定された農地を農地中間管理機構から●●へ貸し付けるものでございます。 計画案は、表面に面積、設定期間、貸借金額を記載しており、1筆995㎡、始期は令和7年4月1日、終期は令和15年12月31日、借賃は年間4,975円となっております。 2面には共通事項として取決めが記載されております。 なお、借賃に相当する補償金は、受け取る所有者がいないことから、貸借期間中の総額となる44,775円が令和7年2月17日に●●から農地中間管理機構へ支払われており、その全額が法務局へ供託されることとなっております。 議案に係る説明は以上でございます。よろしく願いいたします。
議	長	ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問等がありましたらご発言をお願いします。
		< なし >
議	長	ないようですので、質疑を終わらせていただきます。 これより採決に入ります。 議案第4号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第4号は異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 この案件も東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。

議 長	お願いします。
崎 里 主 査	それでは、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 資料の別紙 1 をご覧ください。 今回、議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定に係るもので、件数は158件、総面積は500,849.20㎡となっております。 詳細につきましては、資料にてご確認ください。 なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら 3 月 5 日付で公告することとしております。 説明は以上でございます。よろしく申し上げます。
議 長	ただいま農林水産課から説明がありました。 この議案は、本日配付しております資料の議案第 5 号関係欄にありますように、橘川委員が関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第 1 項の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、関係者分を審議することとなりますので、橘川委員さんにおかれましては、審議の間、退席をお願いします。
	< 橘川委員、退室 >
議 長	それでは、議案第 5 号の事案のうち、関係者分についてご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ご質問、ご意見はありませんか。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第 5 号の事案のうち、関係者分について決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
	全員賛成ですので、議案第 5 号の事案のうち、関係者分については決定をいたします。 それでは、関係委員の方はお入りください。
	< 橘川委員、入室 >
議 長	続きまして、議案の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することにご賛成をいただいた事案以外について、ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。
住 井 委 員	24番住井です。 ●●の●●、あれは 3 年前から耕作していて、何で今回こういうふうに出てきたんでしょう、3 年前からここへレモンを植えてあるでしょう。
合 原 主 査	●●、このたび利用権設定申出書が提出されております。件数で20件でして、43筆、およそ32,000㎡余りです。指摘の件ですけれども、今回この利用権設定とは別に所有者と会社において賃貸借契約を交わされておまして、その写しも提出していただいております。3 年前から耕作していたことについては、手続きが今になったことは遅れてすみせんということはいただいております。
住 井 委 員	始末書は取らんかったのですか。
合 原 主 査	始末書は取っておりません。
住 井 委 員	それでは、もう一つ。 ジャガイモについては周辺の間人が皆反対したから植えられなくなっているが、何でジャガイモがここへ出てきているのか。
合 原 主 査	申し訳ございません。その点について確認しておりません。
住 井 委 員	調べずにおいてこれを出すんですか。これは大抵無農薬と無飼料で作ると言っても、ジャガイモ同志会から種も入らないし、何もせず、結局植えられなくなっているはずですよ。それと、ここはもう問題がたくさん起こっている。木を切って火を燃やして、住民から火事になるかどうかというような問題がある会社なんですよ。まあ、出ているならいいです。
議 長	では、ないようですので、採決に入ります。

議 長	議案第5号の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
古 川 委 員	7番古川です。 今、住井委員が言われたことに対して、返答がないというのはいいんでしょうか。そのまま放っておいてよいのでしょうか。何か考える余地があるのではと思いますけど。どうでしょう。 それと、言われたことがよく分からないと言われる方もおられるので、もう一回詳しく話をしてもらえませんか。
住 井 委 員	私が知っていることとしては、●●というのは、4年前に●●とあって、●●でピーナッツ栽培などもやっている組織です。それで前に●●に行って、●●で無茶して追い出されて、●●へ来たというものです。
議 長	今話し中なのですが、暫時休憩します。
	< 休憩 >
	< 再開 >
議 長	再開いたします。 それでは採決に入ります。 議案第5号の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 多数挙手 >
議 長	賛成多数ですので、議案第5号は異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたします。 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。 この案件も東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。
崎 里 主 査	それでは、議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明いたします。 資料の別紙2をご覧ください。 今回議案として提出しております農用地利用集積計画につきましては、6件、9,113㎡で、一括方式による利用権の設定に係るものでございます。 なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、3月5日付で公告することとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いします。
議 長	ただいま農林水産課から説明がありました。 この議案は、本日配付しております資料1の議案第6号関係の欄にありますように、大月委員が関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。 関係者分を審議することとなりますので、大月委員さんにおかれましては、審議の間、退席をお願いします。
議 長	それでは、議案第6号の事案のうち、関係者分についてご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第6号の事案のうち、関係者分について決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第6号の事案のうち、関係者分については決定をいたします。 それでは、関係委員の方は入室をお願いします。

		< 大月委員、入室 >
議	長	続きまして、議案第 6 号の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することに賛成をいただいた事案以外について、ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
		< なし >
議	長	ないということなので、それでは採決に入ります。 議案第 6 号の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第 6 号は異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。 次に、議案第 7 号「地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）に対する意見決定について」を上程いたします。 この案件も東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。 どうぞ。
原	主	査
		私からは、総会議案第 7 号「地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）に対する意見決定について」説明いたします。 それでは、本日お配りした資料のうち、議案第 7 号概要資料をご覧ください。 まず初めに、1、策定の経緯についてでございますが、農業経営基盤強化促進法の改正法が令和 5 年 4 月に施行されたことに伴い、人・農地プランが法定化されたため、市街化区域を除く全ての農地を対象に、地域農業の将来の在り方と農地利用に係る目標地図を定めた地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画の策定を行ったものでございます。 次に、2、策定の概要の(1)策定数でございますが、本市では住民自治協議会区域を基本とし、市内36地区において策定を行ったところであり、これは県内で最も多い数となっております。 (2)策定の経過でございますが、まず令和 5 年 7 月から 8 月、令和 6 年 1 月から 2 月にかけて、3 反以上の農地所有者及び耕作者、認定農業者等の担い手に対しまして、農業経営に係る意向調査を実施し、回答率は47.4%となっております。 その後、この調査の結果を基に目標地図素案を作成し、令和 5 年12月から令和 6 年 9 月にかけて1 回目の協議の場、地域での話し合いを実施いたしました。 その後、協議の場における意見、また意向調査の結果などを踏まえ、地域計画の案を作成し、令和 6 年10月から令和 7 年 1 月にかけて2 回目の協議の場、地域での話し合いを実施したところでございます。 協議の結果につきましては、現在市ホームページにおいて国の様式により公表を行っているところであり、また農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区の関係機関に対しまして、現在意見聴取を行っているところでございます。 今後は3月上旬から下旬にかけて、農林水産課窓口において2週間程度、地域計画案の縦覧を行うこととしており、この際、農地の貸手や受け手などの利害関係人に限り、意見書を提出することが可能となっております。 令和 7 年 3 月末には策定の報告を行い、市ホームページ上で公表することとしておりますが、その際、地域計画の農業を担う者の一覧、また目標地図上の氏名は不掲載とすることとしております。 最後に、3、令和 7 年度以降の取組についてでございます。 今後の経営意向の確認ができていない耕作者に対し、継続して意向の確認に努めるとともに、規模拡大意向を示した耕作者に対する詳細なヒアリングの実施などを検討してまいります。 また、農地の利用状況や取組等の変化に応じまして、随時地域計画の見直しを図っていき考えております。 説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長	ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
高 木 委 員	ここで愚痴を言ってもしょうがないですけども、この地域計画は確かに農業者にとっても大事なものだと思うのですが、市、執行部としてもこの中身を質問というよりは意見を申し上げたいと思いますが、見させていただきましても、キーワードとして、これ全ての地域について、まずは高齢化、それからそれに伴って後継者がいない。その次に、草刈り作業ができない。そして鳥獣被害。これが大変な状況ですと現状で書いてありました。全部の地域から出ているのは鳥獣害対策、鳥獣害被害がどうしようもない状況がこの地域計画の現状に書いてありました。何のためにこれをつくるのかということですが、将来的に10年後に誰が農地を守っているのか、それが国の目標だと載っておりますが、これを見て、それぞれのアンケートを見てみますと、さっき言ったことが地域の課題だと。10年前の人・農地プランのときもほぼ同じ。全ての市内の農業者、ほぼ同じ問題を抱えている。これに対してどうやって市は対策を打ってくれるのか。これをつくただけでは意味ないですよ。みんな何に困っているかははっきりしたのですから、これに対して市としてもしっかりと対応をしてもらわないと困るんですよ。それなのに、来年度予算、この間新聞にも出てましたけど、農林水産予算の欄は無い。その他に盛り込んである。東広島市は本当に農業政策やる気しっかり見ていただいて、政策に反映してもらわないと、何の意味もないと思うんですよ。そういうことで、この地域計画は農業者のためではなくて、市の執行部が農村に対して何をしなければならぬかが全て書いてあると私は理解しています。そのことをしっかりと農業委員会会長を通して執行部にお伝えをいただきたいと思います。意見ですから、回答は要りません。
議 長	ありがとうございました。 ほかにはないですか。
	< な し >
議 長	ないようですので、採決に入ります。 議案第7号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全 員 挙 手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第7号は異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。 農林水産課の方は退席をお願いします。
	< 湯浅課長補佐、崎里主査、原主査、栗原主査 退室 >
議 長	続きまして、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小 田 主 査	それでは、総会議案の7ページをご覧ください。 議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。 今月は33件の申請がありました。申請地の田畑別の筆数、面積の内訳は18ページに記載のとおりです。 申請番号22－1でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員の方です。農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。隣接する居宅を購入し、拠点とする予定です。申請地では、兼業農家の知人に指導を受けながら、トマト、ナスなどの季節野菜を作付する計画です。 続いて、23－2でございます。自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、24－3でございます。耕作者へ譲渡のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、25－4でございます。経営地近くで耕作便利のため、所有権を移転するもので

小 田 主 査	す。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、26－5でございます。耕作者へ譲渡のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、27－6でございます。新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員の方です。農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。隣接する居宅を購入し、転居する予定です。申請地では農業経験のある知人とともにトマト、ナスなどの季節野菜や水稻を作付する計画です。 続いて、28－7でございます。耕作者へ譲渡のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、29－8でございます。新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の公務員の方です。農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。農業を営んでいる申請地近くの実家から指導を受けながら、麦とネギを作付する計画です。 続いて、30－9でございます。経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、31－10でございます。経営規模拡大のため、使用貸借権を設定するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、32－11、33－12は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明させていただきます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、34－13でございます。相手方の要望のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、35－14でございます。新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員の方です。農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。隣接する居宅を購入し、転居しておられます。申請地ではキュウリ、ナスなどの季節野菜を作付する計画です。 続いて、36－15でございます。自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、37－16でございます。新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の方です。農地を探していたところ、自宅に近接する申請地の譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。申請地ではタマネギ、トマトなどの季節野菜を作付する計画です。 続いて、38－17でございます。遺贈のため、所有権を移転するものです。農地法施行規則第15条第5号に「包括遺贈又は、相続人に対する特定遺贈により権利が取得される場合には、農地法第3条第1項の権利移動のための許可は不要である」と規定されていますが、本件については、遺言により相続人以外に特定の財産を与えるため、許可が必要となります。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、39－18でございます。経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、40－19でございます。経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、41－20でございます。経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、42－21でございます。新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社経営の方です。農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接する居宅を購入し、拠点とする予定です。申請地では農業を営んでいる渡人の実父から指導を受けながら、水稻を作付する計画です。 続いて、43－22でございます。新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の看護師の方です。農地を探していたところ、自宅近くの申請地の譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。申請地には農業経験のある同居人とともに、サツマイモ
---------	--

小田主査	やトマトなど、季節野菜を作付する計画です。 続いて、44-23でございます。新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員の方です。申請地での草刈りなどの手伝いをしていたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。申請地近くの親族から指導を受けながら、水稻を作付する計画です。 続いて、45-24でございます。新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の方です。受人が勤務しているブドウ園の近くで農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。申請地では水稻を作付する計画です。 続いて、46-25でございます。新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の自営業の方です。申請地について条件付所有権移転仮登記をしていましたが、令和5年に下限面積要件が廃止となったため、このたびの申請に至ったものです。申請地ではタマネギ、ピーマンなどの季節野菜や水稻を作付する計画です。 続いて、47-26でございます。新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の自営業の方です。農地を探していたところ、自宅近くの申請地の譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。隣接する居宅を購入し、転居する予定です。申請地ではラベンダー、ミントなどのハーブを作付する計画です。 続いて、48-27でございます。新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の自営業の方です。農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。隣接する居宅を購入し、転居する予定です。申請地では会社の社員とともに、大豆、ジャガイモなどの季節野菜やカキ、イチジクなどの果樹を作付する計画です。 続いて、49-28でございます。新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員の方です。農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。隣接する居宅を購入し、転居する予定です。申請地ではJ Aから技術指導を受けながら、大根、キュウリなどの季節野菜や水稻を作付する計画です。 続いて、50-29でございます。経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受入本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、51-30でございます。経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受入本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、52-31から54-33は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明させていただきます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。本件は、●●に本店を置く●●が農地を取得し、太陽光パネルの下部において神事などで使用するサカキの栽培をするものです。受人の労力総数は役員を含めた授業員32名に加え、季節雇いで複数名雇用される予定です。本市においては、現在、農地法第3条により79,737.81㎡の農地の取得しております。 以上、33件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 説明は以上でございます。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、本案は本日配付しております資料1の議案第8号関係の欄にありますように古本委員が関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。 先に関係者分を審議することといたしますので、古本委員におかれましては、審議の間、退席をお願いします。
	< 古本委員、退室 >
議 長	それでは、議案第8号事案のうち、関係者分についてご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。

議 長	議案第 8 号の事案のうち、関係者分について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第 8 号の事案のうち、関係者分については許可することに決定をいたします。 それでは、関係委員の方は入室をお願いします。
	< 古本委員 入室 >
議 長	続きまして、議案第 8 号の事案のうち、先ほど許可した事案以外についてご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第 8 号の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 多数挙手 >
議 長	賛成多数ですので、議案第 8 号は許可することに決定をいたします。 次に、議案第 9 号「国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明（農地法第 3 条関係）に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小 田 主 査	それでは、総会議案の 19 ページをご覧ください。 議案第 9 号について説明いたします。 国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明の申請が 1 件ございました。 1－1 について説明いたします。 新規就農のため、買受けしようとするものです。受人は●歳の会社員の方です。食材店に勤務する中で、個人として食材店へ野菜を出荷したいと考え、このたびの申請に至ったものでございます。申請地までは車で通作し、●●から農機具の整備や農薬等の使用方法などの技術を習得する予定です。申請地では農業経験のある親族の協力を得て、トウモロコシやモロコインゲンなどの季節野菜を作付する計画です。 以上、申請のあった 1 件につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 また、申請人が最高価買受申出人となり、農地法第 3 条の規定による許可申請があった場合、許可してよいか、併せてご審議ください。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第 9 号について、決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第 9 号については、決定することとします。 次に、議案第 10 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	議案の 21 ページをお願いいたします。 議案第 10 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」でございます。 22 ページをお願いいたします。 今月は 3 件の申請がございました。 申請番号 1 でございます。 ●●における営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。

松下局長補佐	申請地は、山陽自動車道、●●北約500mに位置する第1種農地で、申請人は広島市にお住まいの方でございます。申請人は平成27年12月に営農型太陽光発電設備への一時転用許可を受け、発電設備下部においてシイタケを栽培されておられます。このたび本年1月17日をもって3回目の一時転用更新期間が満了することに伴い、再度3年間の一時転用許可申請をされたものでございますが、本来であれば12月中旬に許可申請を行い、広島県農業委員会ネットワーク機構での審議を経て、今月中に許可を受けなければならない事案でございますが、申請者の失念により、申請書の提出が遅れたことに対しまして、始末書を徴取し、期限内に適正な手続を行うよう指導をしております。また、申請地はおおむね10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地で、本件は、農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 続きまして、申請番号2－2でございます。 ●●における墓地への転用事案でございます。 申請地は、●●の北西約800mに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。 申請人は、所有する墓地が山裾にあり、墓参りが困難なため、当該農地を墓地にするため転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、農振農用地については、令和6年7月29日付で除外済みとなっており、墓地の許可申請については担当部局に提出済みでございます。 続きまして、申請番号3－3でございます。 申請地は、●●の北西約1.1kmに位置する市街化区域に隣接する第2種農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請人は、公共事業に伴う収用に伴い、墓地の一部を移転するため、転用許可申請をされたものでございます。写真手前の墓地を奥側に移転するものでございます。なお、墓地の許可申請については担当部局に提出済みでございます。また、申請地は許可を得ることなく墓地を設置されていたため、始末書を徴取しております。 以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。なお、申請番号1－1及び2－2への転用につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされておりますので、意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第10号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第10号のうち、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんと

議 長	の回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会で許可することに決定をいたします。 次に、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊 田 主 査	それでは、総会議案の23ページをご覧ください。 議案第11号についてご説明いたします。 今月は19件の申請がありました。 申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、総会議案の29ページをご覧ください。 それでは、8－1についてご説明いたします。 建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。 申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。このたび本申請地に建売住宅を6棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては担当部局に提出済でございます。 続きまして、9－2、10－3につきましては、渡人が同一であり、関連しますので、一括してご説明いたします。 一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。 申請地は、●●の南に位置します第1種農地でございます。受人はそれぞれ●●におきまして、借家に居住をされております。このたび渡人の息子の住宅を建築するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請にかかる土地の周辺地域において居住する者の日常生活上（又は業務上）必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、開発許可申請につきましては担当部局に提出済でございます。また、農振農用地からは令和6年11月26日付で除外済みとなっております。 続きまして、11－4についてご説明いたします。 駐車場への転用事案でございます。 申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は●●に主たる事務所がある宗教法人でございます。このたび駐車場が新たに必要となったため、転用しようとするものでございます。なお、申請地は渡人が許可を得ることなく造成されていたため、始末書を徴取しております。 続きまして、12－5から15－8は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。 残土処分場への一時転用事案でございます。 申請地は、●●の南西に位置します第1種農地でございます。受人は●●に本店を置く建設残土の運搬及び処理を行う会社でございます。このたび本申請地を残土処分場として、令和10年5月20日まで一時転用しようとするものでございます。なお、転用後は牧草地として復元する計画でございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号柱書「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。 続きまして、16－9についてご説明いたします。 資材置場への転用事案でございます。 申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、自動車の中古部品の販売等を営む会社でございます。このたび事業に必要な資材置場が必要となったため、転用しようとするものでございます。 続きまして、17－10から19－12は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案でございます。 17－10、18－11は●●の南東に位置します第2種農地でございます。19－12は●●の西に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社で

豊田 主査	ございます。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。 続きまして、20－13についてご説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案でございます。 申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。 続きまして、21－14についてご説明いたします。 駐車場への転用事案でございます。 申請地は、●●の北西に位置します第1種農地でございます。受人は●●に本店を置き、建設用鉄骨構造物、鋼構造物の加工、組立て、据付けに関する業務等を営む会社でございます。このたび駐車場が新たに必要となったため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号の第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、農振農用地からは除外見込みとなっております。 続きまして、22－15、23－16は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案でございます。 申請地は、●●の南西に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。 続きまして、24－17についてご説明いたします。 資材置場への転用事案でございます。 申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。受人は●●に居住されている方でございます。このたび新たな資材置場が必要となったため、転用しようとするものでございます。 続きまして、25－18についてご説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案でございます。 受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。 申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。申請地の隣接地は令和6年7月29日付で農地法第5条の許可を受けております。しかし、事業規模を拡大することとなったため、事業計画変更申請書が提出され、併せて転用の申請が出されたものでございます。なお、本件は議案第12号が関連案件となっております。 続きまして、26－19についてご説明いたします。 資材置場への転用事案でございます。 申請地は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、建設工事の設計、施工及び産業廃棄物の処理業、採石業等を営む会社でございます。このたび事業拡大に伴い、新たな資材置場が必要となったため、転用しようとするものでございます。 以上、ご説明いたしました19件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配布いたしました一覧表のうち、9－2、10－3、12－5から15－8、21－14を意見聴取いたします。 以上、ご審議をお願いいたします。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
	< なし >

議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第11号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第11号のうち、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会で許可することに決定をいたします。 次に、議案第12号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認について」を上程いたします。
豊 田 主 査	それでは、総会議案の30ページをご覧ください。 議案第12号についてご説明いたします。 今月は1件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、総会議案の31ページをご覧ください。 それでは、1－1についてご説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案でございます。 受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。 申請地は、●●の西に位置する第2種農地でございます。申請地は、令和6年7月29日付で農地法第5条の許可を受けております。しかし、事業規模を拡大することとなったため、事業計画変更申請書が提出され、併せて転用申請が出されたものでございます。 以上、ご説明いたしました1件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えております。 以上、ご審議をお願いいたします。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第12号について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第12号については、承認することに決定をいたしました。 続いて、日程第4の報告に入ります。 報告第6号から第10号について、事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第6号から第10号までは、東広島市農業委員会事務規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第6号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第7号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分につい

松下局長補佐	て」でございます。 4ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月は8件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 6ページをお願いいたします。 報告第8号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 7ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は11件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 10ページをお願いいたします。 報告第9号「農地転用届出の受理について」でございます。 11ページをお願いいたします。 農業用施設への転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 10ページをお願いいたします。 報告第5号「農地改良届出の受理について」でございます。 11ページをお願いいたします。 農業用施設への転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 12ページをお願いいたします。 報告第10号「農地改良届出の受理について」でございます。 13ページをお願いいたします。 農地改良届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 私からは以上でございます。
議長	報告が終わりました。 続きまして、日程第5、その他に入ります。 何かございましたらお願いします。
	< なし >
議長	ないようですので、次回の総会について、次回3月総会は、3月28日金曜日午前10時から本庁3階303会議室で予定していますのでご出席をお願いいたします。 本日はどうもお忙しいところありがとうございました。 委員の皆様方には長時間にわたり審議、誠にありがとうございました。 以上で2月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 24番 住井正美 委員 1番 長原 毅 委員